

長野地方最低賃金審議会の意見に関する公示

長野労働局一般公示第5号

令和7年8月7日長野地方最低賃金審議会から長野県最低賃金の改正決定について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第11条第1項の規定に基づき、その要旨を別紙のとおり公示する。

なお、長野県の区域内の事業場で使用される労働者又はこれを使用する使用者（これらの者の団体を含む。）であって、当該最低賃金の決定に異議があるものは、同法第11条第2項及び同法施行規則（昭和34年労働省令第16号）第8条の規定に基づき、令和7年8月22日までに長野労働局長あて（長野市中御所1-22-1）異議の内容及び理由を記載した異議申出書を提出されたい。

令和7年8月7日

長野労働局長 三浦 栄一郎

長野県最低賃金の改正決定に係る長野地方最低賃金
審議会の意見の要旨

長野県最低賃金を次のように定めること

1. 適用する地域
長野県の区域
2. 適用する使用者
前号の地域内で事業を営む使用者
3. 適用する労働者
前号の使用者に使用される労働者
4. 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間1,061円
5. この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
6. 効力発生の日
令和7年10月3日